

○平成十八年三月三十一日号外第七十四 財務省告示第百五十一号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第二十五条第二十一項及び第三十九条の七第二十項の規定に基づき、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第三十七条第一項の表の第十八号の規定の適用を受ける船舶を次のように指定し、平成十八年四月一日から適用する。

平成十八年三月三十一日

財務大臣 谷垣 禎一

- 次に掲げる事業の区分に応じそれぞれ次に定める船舶
- 一 沿海運輸業（本邦の各港間において船舶により人又は物の運送をする事業をいう。） 別表一に掲げる船舶
 - 二 海洋運輸業（本邦の港と本邦以外の地域の港との間又は本邦以外の地域の各港間において船舶により人又は物の運送をする事業をいう。） 別表二に掲げる船舶

別表一 内航船舶

番号	船舶
1	<p>総トン数が二千トンに満たない船舶で第一号から第五号までに掲げる装置（第六号又は第七号に規定する船舶にあつては、それぞれ第六号又は第七号に掲げる装置及び第一号から第五号までに掲げる装置）のすべてを有しているもの</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 主機関過回転防止装置及び潤滑油圧力低下に対する保護装置 二 発電用機関（次のいずれかに該当するものに限る。） <ul style="list-style-type: none"> イ 燃料油（加熱を要するものに限る。）の自動温度制御装置付発電機関 ロ A重油専用発電機関 ハ ターボ・ジェネレーター 八 風力発電機関 三 燃料油槽（次のいずれかに該当するものに限る。）

- イ 船底外板及び船側外板をその構造に含まないもの
- ロ オーバーフロー・ラインを有するもの
- 四 機関室内ビルジの高位警報装置
- 五 自動操舵装置
- 六 ボイラーを有する船舶にあつては、A重油専用ボイラー又は自動制御型ボイラー
- 七 荷役用暴露甲板の鋼製ハッチ・カバー（ポンツーン型のものを除く。）を有する船舶にあつては、その動力駆動装置

総トン数が二千トン以上の船舶で第一号から第四号までに掲げる装置（第五号から第七号までに規定する船舶にあつては、それぞれ第五号から第七号までに掲げる装置及び第一号から第四号までに掲げる装置）のすべてを有しているもの

- 一 1の部第一号から第四号までに掲げる装置
- 二 衛星航法装置
- 三 自動操舵装置
- 四 衝突予防援助装置
- 五 ボイラーを有する船舶にあつては、A重油専用ボイラー又は自動制御型ボイラー
- 六 荷役用暴露甲板の鋼製ハッチ・カバー（ポンツーン型のものを除く。）を有する船舶にあつては、その動力駆動装置
- 七 コンテナ船又は重量物運搬船（制限荷重が百トン以上の揚貨装置を有する船舶をいう。）にあつては、バラスト・タンクの遠隔制御装置

別表二 外航船舶

船舶

第一号から第九号までに掲げる装置（第十号から第十四号までに規定する船舶にあつては、それぞれ第十号から第十四号までに掲げる装置及び第一号から第九号までに掲げる装置）のすべてを有しているもの

- 一 別表一1の部第一号から第四号までに掲げる装置
- 二 衛星航法装置
- 三 自動操舵装置
- 四 ビルジ処理装置（油水分離機能及び油の焼却機能を有するものに限る。）
- 五 汚水処理装置（微生物による処理及び塩素による消毒を行うものに限る。）
- 六 海事衛星通信装置
- 七 自動衝突予防援助装置
- 八 造水機（主機関で生じた廃熱を利用するものに限る。）
- 九 給湯機（主機関で生じた廃熱を利用するものに限る。）
- 十 ボイラーを有する船舶にあつては、A重油専用ボイラー又は自動制御型ボイラー
- 十一 荷役用のサイド・ポート、ランプ・ウェイ又は暴露甲板の鋼製ハッチ・カバー（ポンツーン型のものを除く。）を有する船舶にあつては、その動力駆動装置
- 十二 コンテナ船、重量物運搬船（制限荷重が百トン以上の揚貨装置を有する船舶をいう。）又は油そう
- 十三 船（永久バラスト・タンクを有するものを除く。）にあつては、バラスト・タンクの遠隔制御装置
- 十四 燃料油槽の船外からの注油管の弁の数が五以上の船舶（当該弁の集中配置場所が二以下のものを除く。）にあつては、当該液体貨物の遠隔制御装置
- 十四 ばら積みの液体貨物を輸送する船舶にあつては、当該液体貨物の荷役装置の遠隔制御装置